

<HU23672>テキスト2 訂正のお知らせ

表題の教材につきまして、下記のとおり訂正がございますので、ご連絡申し上げます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

【該当箇所】 P204ページ 理論21 個人事業者 ②特例 (イ)

(誤) ～所得税法に規定する納税地の特例に関する書類を提出したときは、その提出があった日後における納税地は、原則にかかわらず～

(正) ～所得税法に規定する納税地の特例の適用を受けるときは、原則にかかわらず～

【該当箇所】 P204ページ 理論21 個人事業者 ②特例 ②(ロ)

(誤) ～所得税法に規定する納税地の特例に関する書類を提出したときは、その提出があった日後における納税地は、原則にかかわらず～

(正) ～所得税法に規定する納税地の特例の適用を受けるときは、原則にかかわらず～

【該当箇所】 P207 理論21 納税地の異動の届出

(誤) (納税地の特例に関する書類を提出した場合又は納税地の指定があった場合を除く。)

(正) (納税地の指定があった場合を除く。)

【該当箇所】 P207ページ 理論21 納税地の異動の届出 コメント書き

(誤) 個人事業者が納税地の特例の規定を受けるために「納税地の変更に関する届出書」を提出したことにより納税地が異動した場合や

(正) 削除

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464

(月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。